

平成26年3月分（4月納付分）保険料から、
協会けんぽの介護保険料率が変わります
（健康保険料率は据え置きとなります）

協会けんぽの健康保険料率は平成25年度に引き続き、準備金を取り崩して据え置くことといたしました
が、介護保険料率につきましては、介護給付費が年々増加し、協会けんぽが負担すべき介護納付金も増加
していることから引き上げざるを得ない状況となっております。

厳しい経済状況の中ではございますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

※平成25年度8,243億円→平成26年度8,967億円と対前年度比700億円以上の増加となっております。

平成26年度北海道支部保険料率

① 40歳以上65歳未満の加入者ご本人（被保険者）さま

11.84%

健康保険料率 平成25年度 10.12% → 平成26年度 10.12%（据え置き）

介護保険料率 平成25年度 1.55% → 平成26年度 1.72%（0.17%引き上げ）

※介護保険料率は各都道府県支部共通の料率となります

② 上記①以外の加入者ご本人（被保険者）さま

10.12%

健康保険料率 平成25年度 10.12% → 平成26年度 10.12%（据え置き）

【北海道支部の平均標準報酬(260,000円)の加入者ご本人(被保険者)さまの場合 ※40歳以上65歳未満】

平成25年度(11.67%)：30,342円/月 → 平成26年度(11.84%)：30,784円/月(442円/月の増加)

※いずれも事業主・加入者負担分合算

健康保険証は必ず回収・返却いただきますようお願いいたします！

退職などの理由による資格喪失や扶養家族の就職などの理由による扶養解除について、被保険者（または被扶養者）の資格を失ったあとは健康保険証を使用することはできません。

資格を失った方の健康保険証は確実に回収いただき、資格喪失届（または被扶養者異動届）に添付のうえ速やかに管轄の年金事務所へご返却いただきますようお願いいたします。

なお、使用できない健康保険証を提示して医療機関を受診した場合には、医療費（総医療費の7～9割）を返還いただくこととなりますのでご注意ください。

健康保険証未回収の主な理由

- 退職時に健康保険証を持参しておらずそのままとなってしまった
- 学生で遠方におり就職したがそのままとなってしまった



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

お問い合わせ先：011-726-0352（代表）